

## ○吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例

平成29年9月29日

吉賀町条例第17号

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者、商工会及び町民の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ、計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の成長及びその持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業とは、第1号に規定する中小企業者及び前号に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 商工会とは、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であつて、町内に事務所を有するものをいう。

### (基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、推進されなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業による自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ推進されなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、意欲及び能力に応じた多様な雇用を確保するとともに、中小企業・小規模企業が求める人材の確保及び育成することを旨として推進されなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、町、県、事業者、商工会及び町民が連携を図りながら推進されなければならない。

### (基本的施策)

第4条 第1条の目的を達成するため、第3条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりと

する。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営の安定・強化・革新及び資金調達の円滑化に関する施策
- (2) 中小企業・小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関する施策
- (3) 中小企業・小規模企業の円滑な事業承継、創業支援及び新事業の創出に関する施策
- (4) 中小企業・小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築
- (5) 中小企業・小規模企業に関する情報の収集及び提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(町の責務)

第5条 町は、第3条に定める基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ、計画的に実施するものとする。

2 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、町内に事務所を有する中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めなければならない。

3 町は、中小企業・小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の役割)

第6条 中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、就業者が生きがいを持って働き、安心して子どもを生み育てることが出来る雇用環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第7条 商工会は、中小企業・小規模企業の経営の安定・革新、人材育成及び事業承継等に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第8条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業が供給する商品等に対する理解及び需要の増進を図るなど、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証)

第9条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を、中小企業・小規模企業、商工会及びその他関係機関からの意見を聴いた上で検証し、より効果的な施策の実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。